

安城市生殖補助医療（先進医療）費助成金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生殖補助医療と併せて行われる先進医療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内で支給する安城市生殖補助医療（先進医療）費助成金（以下「助成金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「生殖補助医療」とは、安城市生殖補助医療費助成金支給要綱（令和6年4月1日施行）第2条第2項に規定する生殖補助医療をいう。

3 この要綱において「先進医療」とは、保険医療機関において生殖補助医療と併せて行われる治療及び技術であって、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）により、先進医療として定められたものをいう。

4 この要綱において「保険医療機関」とは、先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出をし、又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。

（支給対象者）

第3条 助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のうち第1号又は第2号及び第3号から第5号までの要件を満たす者とする。

- （1）配偶者と婚姻の届出をしており、本人又はその配偶者が先進医療を受ける期間内及び第7条の規定により助成金の支給の申請をする日において市内に住所を有していること。
- （2）配偶者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、本人及びその配偶者（別の者と婚姻の届出をしている者を除く。）が先進医療

を受ける期間内及び第7条の規定により助成金の支給の申請をする日において
市内に住所を有し、かつ、同一の世帯に属していること。

(3) 医師によって先進医療が必要であると認められていること。

(4) 本人及びその配偶者が医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶
養者（以下「被保険者等」という。）であること。

(5) 生殖補助医療を開始した時点の妻（本人又はその配偶者のうちの女性をいう。
以下同じ。）の年齢が43歳未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、本人又はその配偶者のいずれか一方が、市長がやむ
を得ないと認める理由により被保険者等でない場合であつて、同項各号（第4号
を除く。）に掲げるいずれの要件も満たす者であるときは、本人又はその配偶者
のうち被保険者等のみを支給対象者とする。

（助成対象費用）

第4条 助成金の対象となる先進医療の費用（以下「助成対象費用」という。）は、
当該先進医療を受けるに当たり支給対象者が負担すべき費用とする。ただし、次
に掲げる費用を除く。

(1) 出産（流産又は死産を含む。）に係る費用

(2) その他先進医療に直接関係がない費用として市長が別に定めるもの

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象費用に10分の7を乗じて得た額（その額に1,
000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、夫婦（婚姻の
届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女（そのいずれか一
方又は双方が別の者と婚姻の届出をしている男女を除く。）を含む。以下同じ。
）1組当たり1クール（採卵又は採精から妊娠をしているかどうかの確認又は生
殖補助医療を中止するまでの一定の期間をいう。以下同じ。）につき5万円を限
度とする。

（助成の回数制限）

第6条 1組の夫婦が、受けることができる助成金の支給の回数は、次の各号に掲
げる生殖補助医療の開始の日における妻の年齢の区分に応じ、当該各号に定める
ところによる。

(1) 40歳未満 6回

(2) 40歳以上 3回

（助成金の支給申請）

第7条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安城市生殖補助医療（先進医療）費助成金支給申請書（様式第1。以下「申請書」という。）及び安城市生殖補助医療（先進医療）費助成金支給に係る公簿等の閲覧に関する同意書（様式第2。以下「同意書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類の提出は、公簿等の閲覧によって確認できない場合に限る。

（1）安城市生殖補助医療（先進医療）費助成に係る受診等証明書（様式第3）

（2）先進医療を受けた保険医療機関が発行する領収書又はその写し

（3）住民票の写し

（4）戸籍謄本（夫婦がともに外国人の場合にあっては、婚姻証明書）（住民票の写しで婚姻の関係が確認できる場合を除く。）

（5）事実上婚姻関係にあることの申述書（様式第4）（事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦に限る。）

2 前項の規定による申請は、あいち電子申請・届出システムを使用して申請書及び同意書に記載すべき事項を送信する方法によってもすることができる。この場合においては、同項の規定により添付すべき書類及び身分証明書（公的機関が発行した顔写真付きのものに限る。）の画像データをあいち電子申請・届出システムを使用して送信しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、原則として、1クールの終了日の属する月の末日から6か月以内に行わなければならない。

（助成金の支給決定）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、安城市生殖補助医療（先進医療）費等助成金支給承認決定通知書（様式第5）により申請者にその旨を通知し、助成金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給をしないことを決定したときは、安城市生殖補助医療（先進医療）費等助成金不支給決定通知書（様式第6）により申請者にその旨及び理由を通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給の決定を受けた者があ
る場合は、当該決定を取り消し、既に支給した助成金があるときはその全部又は

一部の返還を命じなければならない。

(台帳の管理)

第 1 1 条 市長は、助成金の支給状況を明確にするため、安城市生殖補助医療（先進医療）費助成金支給台帳を電磁的記録により管理するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に受けた先進医療について適用する。

(申請期限の特例)

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 1 日までに保険医療機関において 1 クールが終了した先進医療に係る助成金の支給の申請期限は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 9 年 2 月 2 8 日とする。